

○川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例

平成25年9月26日条例第34号

川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、児童、高齢者及び障害者（以下「被養護者等」という。）に対する虐待の防止に関する基本理念を定め、市、市民及び関係団体の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、本市の虐待の防止に関する施策の総合的な推進に関し基本となる事項を定めることにより、虐待のない明るく住みよい地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 高齢者 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第2条第1項に規定する者をいう。
- (3) 障害者 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第2条第1項に規定する者で、18歳以上のものをいう。
- (4) 虐待 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待、高齢者虐待防止法第2条第3項に規定する高齢者虐待及び障害者虐待防止法第2条第2項に規定する障害者虐待をいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者又は生活若しくは活動の拠点を置く者をいう。
- (6) 関係団体 学校、社会福祉施設、医療機関その他被養護者等の福祉に業務上関係のある団体又は被養護者等を雇用する事業主をいう。
- (7) 養護者等 児童虐待防止法第2条に規定する保護者、高齢者虐待防止法第2条第2項に規定する養護者及び障害者虐待防止法第2条第3項に規定する養護者をいう。

(基本理念)

**第3条** 虐待は、被養護者等の人権を著しく侵害する行為であり、これを決して行ってはならない。

- 2 虐待の防止のための施策及び活動の推進は、被養護者等の利益が最大限に考慮されること、被養護者等及び養護者等の人権が共に尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 3 市、市民、関係団体及び地域社会の構成員は、それぞれの責務又は役割を自覚し、主体的に、かつ、協力して虐待のない明るく住みよい地域社会の実現に向けて取り組まなければならない。

(市の責務)

**第4条** 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市民、関係団体、関係行政機関及び地域社会と連携を図りながら、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止並びに養護者等の負担の軽減を図ること等の養護者等に対する支援に関する施策を総合的に推進しなければならない。

(市民の責務)

**第5条** 市民は、家庭生活、学校、職場、地域社会等における被養護者等又は養護者等とのコミュニケーションが虐待の防止において重要な役割を果たすことを認識するとともに、虐待の防止及び養護者等に対する支援の重要性に関する理解を深め、市が実施する虐待の防止及び養護者等に対する支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

**第6条** 関係団体は、虐待の防止及び養護者等に対する支援の職務に携わる職員等の資質の向上を図るため研修を行う等虐待を防止するための措置を講ずるものとする。

2 関係団体は、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、虐待の早期発見に努めるとともに、市が実施する虐待の防止及び養護者等に対する支援に関する施策に協力しなければならない。

(地域社会の役割)

**第7条** 地域社会の構成員は、虐待の防止及び養護者等に対する支援を地域社会全体で取り組まなければならない課題としてとらえ、被養護者等のいる家庭が孤立することがないよう積極的に関わるよう努めるとともに、声かけ、見守りを行う等地域において被養護者等が安心して生活することができるための環境づくりに努めなければならない。

(通告又は通報)

**第8条** 市民及び関係団体は、児童虐待防止法の規定による通告の義務並びに高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の規定による通報の義務を有していることを自覚し、これらの義務を怠らないようにしなければならない。

(安全の確認を行うための措置等)

**第9条** 市は、虐待の早期発見に努めるとともに、児童虐待防止法の規定による通告、高齢者虐待防止法若しくは障害者虐待防止法の規定による通報若しくは届出又は被養護者等からの虐待を受けた旨の相談（以下「通告等」という。）を受けたときは、必要に応じ近隣住民、関係団体及び関係行政機関の協力を得つつ、速やかに当該被養護者等の安全の確認を行うための措置及びその他必要な措置を講ずるものとする。

2 養護者等その他関係者は、前項に規定する安全の確認を行うための措置に協力しなければならない

ない。

- 3 市は、通告等を常時受けることができる体制を整備するとともに、通告等を行った者に対し、不利益が生ずることのないよう必要な措置を講じなければならない。

(養護者等に対する支援)

**第10条** 市は、養護者等の負担の軽減を図るため、市民、関係団体、関係行政機関及び地域社会と連携し、養護者等に対する支援に関する施策の充実に努めるとともに、情報提供、相談事業その他必要な支援を適切に行い、養護者等が安心して子育て並びに高齢者及び障害者の養護ができる環境の整備に努めるものとする。

- 2 市は、関係団体及び関係行政機関と連携し、虐待を行った養護者等に対し、適切な配慮の下、相談に応じ、必要な指導を行う等継続的に支援を行い、虐待の再発防止に努めるものとする。

(相談体制の整備)

**第11条** 市は、被養護者等からの相談及び養護者等その他の者からの被養護者等に関する相談に応ずるため、関係団体と連携し、相談体制の整備及び充実に努めるとともに、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

(人材の育成)

**第12条** 市は、虐待の防止及び養護者等に対する支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、これらの職務に携わる専門的知識を有する人材の確保に努めるとともに、市及び関係団体の職員等の資質の向上を図るため、研修等を行い、人材の育成に努めなければならない。

(啓発活動)

**第13条** 市は、虐待の防止に関する知識の普及及び虐待の防止に関する意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえて啓発活動を行うものとする。

(推進体制の整備)

**第14条** 市は、虐待の防止及び養護者等に対する支援を適切に実施し、並びに虐待を受けた被養護者等に迅速かつ適切に対応するため、関係団体及び関係行政機関との連絡体制の整備に努めなければならない。

- 2 市及び関係団体は、被養護者等が重大な被害を受けた虐待の事例の分析並びに虐待の防止及び養護者等に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を協力して行い、これらの情報を共有するとともに、虐待の防止及び養護者等に対する支援に関する施策を推進するため、それぞれが採るべき措置について協議を行う等体制の整備に努めるものとする。

(委任)

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成25年10月1日から施行する。